初山別村告示第1号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので政令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定に基づき、これを告示します。

令和 5年 1月 6日

初山別村長 宮本 憲幸

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

令和5年度及び令和6年度において初山別村が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(第4の2を除き、以下「資格」という。) は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事及び管工事の資格にあっては、当該資格を、2の表の定めるところにより、契約の金額(工事予定価格)に応じ、AからDまで又はAからCまでの等級に区分する。

1

契 約 の 種 類	資格の種類	調達をする物品等又は特定役務の種類	
土木工事の請負契約	土木工事	土木工事	
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事	
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事	
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事	
管工事の請負契約	管工事	管工事	
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事	
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事	
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事	
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事	
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計	
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計	
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査	
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成	

測量の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
造林の請負契約	造林	
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類(機械修 繕を含む。)、医療機器類、 教育研究用機器類、事務用 機器類、車両・車両用品類 (車輌修繕を含む。)、油脂 ・燃料類、被服・繊維皮革 類、その他(洗濯を含む。)
電子計算機又は自動車の賃貸借契 約	物品の賃貸借	電子計算機、自動車
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発

2 工事予定価格に応ずる等級区分

種類 等級	土木工事	舗装工事	建築工事	電気工事	管 工 事
A	3,000万円以上	2,000万円以上	5,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上
В	3,000万円未満 2,000万円以上	2,000万円未満 1,000万円以上	5,000万円未満 2,000万円以上	1,000万円未満 200万円以上	1,000万円未満 300万円以上
С	2,000万円未満 500万円以上	1,000万円未満	2,000万円未満 500万円以上	200万円未満	300万円未満
D	500万円未満		500万円未満		

第2 資格要件

1 共通的資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)のいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項(政令 第167条の11第1項において準用する場合を含む。) に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。) でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項(政令 第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 村税(個人の村民税を除く。以下同じ。)
 - イ 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。))
 - ウ 消費税及び地方消費税
- 2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器 具設置工事及び造園工事
 - ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。
 - (ア) 令和5年1月1日(随時の申請にあっては、申請しようとする月の初日) 現在において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可(次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。)を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施 設工事業
舗装工事	舗装工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋 工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建 具工事業、清掃施設工事業
電気工事	電気工事業、電気通信工事業、消防施設工事業
管工事	管工事業、熱絶縁工事業、さく井工事業、水道施設工事業、消防施設工 事業、清掃施設工事
塗装工事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業、鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

- (4) 資格審査の申請をする日(その日が令和5年4月1日前である場合は、令和5年4月 1日)の1年7月前の日の直後の事業年度の終了の日(以下 「基準日」という。)以後 に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知 を受けていること。
- (ウ) 基準日以後に通知を受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、(ア) に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。
- イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出 した総合数値を勘案して格付する。
 - (ア) 客観的審査事項平成20年国土交通省告示第85号に定める項目
 - (4) 技術·社会的審査事項 工事施行成績

- (2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林 アからウまでのいずれにも該当すること。
 - ア 令和5年1月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日)現在 において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - イ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間)にその事業に係る売上高を有していること。
 - ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

- ア 建築士法 (昭和25年法律第 202号) 第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級 建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者について は、この限りではない。
- イ 令和5年1月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日)現在 において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間)にその事業に係る売上高を有していること。
- エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

- ア 測量法 (昭和24年法律第 188号) 第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
- イ 令和5年1月1日 (随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日) 現在 において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間)にその事業に係る売上高を有していること。
- エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(5) 印刷物の製造

アからウのいずれにも該当すること。

- ア 令和5年1月1日 (随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日) 現在 において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
- ウ 印刷物の製造に必要な印刷機を所有(リースしている場合を含む。)していること。
- (6) 物品の購入及び物品の賃貸借

ア及びイのいずれにも該当すること。

- ア 令和5年1月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日)現在 において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(7) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 令和5年1月1日 (随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日) 現在 において引き続き2年以上その事業を営んでいること。 イ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間)に情報システムの開発実績を有していること。

ウ 従業員の中に、2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーがいること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第 181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32 年法律第 185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会(以下「中小企業組合等」という。)が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1) に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、 事業に係る売上高、実績、年間平均完成高若しくは仕入高又は情報システムの開発実績にあって は、当該組合と組合員(組合が指定する組合員)の合計値とすることができる。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に 規定する休日及び12月31日から翌年1月5日までの日を除くものとし、受付時間は午前9時から 午後5時までの間とする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

ア 定期に申請をする者

令和5年2月1日(水)から同年2月28日(火)まで

イ 随時の申請をする者

令和5年3月24日(金)から令和7年3月3日(月)まで

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等 当該証明を受けたとき。
- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合 当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
- (5) 村長が特に必要と認めた者 村長の指定する日
- 2 申請の方法

資格審査申請書類の提出先は、経済課管理係とし、一般法人北海道土木協会が配布する市町村標準様式を使用すること。

- 第4 資格の有効期限及び当該期間の更新手続
 - 1 資格の有効期限

資格の有効期限は、定期申請の場合にあっては令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、 随時申請の場合にあっては資格を有すると認めた旨の通知があった日から令和7年3月31日まで とする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、令和5年1月に令和5年度及び令和6年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続きを行うこと。

第5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第2に規定する資格要件(第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の 種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。)に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第6 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (2) (1) に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- (3) 土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器 具設置工事又は造園工事の資格を有する者であって、会社更生法(平成14年法律第 154号)に 基づく更正手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法(平成11年法律第 225号)に基づく再 生手続開始の決定を受けたもの
- (4) 中小企業組合等(企業組合及び協業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員 (資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの
- (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- 2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第3の2の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。